

## 書評

中野敏子著

### 『社会福祉学は「知的障害者」に向き合えたか』

(高蔵出版, 2008年)

岡 部 耕 典

#### 向き合われてこなかった「知的障害者」

知的障害者福祉法には「知的障害の定義」は記されておらず、身体障害者福祉法にあるいわゆる「別表」や全国統一の手帳制度も存在しない。それでよしとされてきたのは、この国の福祉行政においては「福祉の対象となる知的障害者=施設入所者」だったのであり、知的障害者福祉政策がソーシャルワークではなくレジデンシャルワークと一体化して進められてきたことも大いに関係しているのではないかとつねづね思っている。

脱施設化の進捗も含め、戦後の知的障害者福祉はつねに身体障害者福祉の周回遅れであった。それが現在も変わらないことは、「三障害統合」を標榜する障害者自立支援法において、知的障害者福祉法に「知的障害の定義」が存在しないにもかかわらず、その対象者が「知的障害者福祉法にいう知的障害者」とされることにも現れている。制度設計側としてはどうせ近い将来の介護保険との統合によって障害手帳制度は実質的には障害程度区分=要介護度によって一元化・代替されるだろうという目論見もあってのことだったと思う。そもそも介護保険の要介護度認定の方法論で知的障害の生きづらさを測定できるのかという根本的問題を描くとしても、「知的障害」をミッシング・ピースとしたままで「制度の一元化」というパズルを完成させるという方法論はいかがなものか。

また、近年注目を集めている「発達障害（developmental disability）」についても、歴史的にはそれが知的障害を中核とする包括的な障害概念であることを一般の人たちがどれほど知っているのだろうか。その責任の一端は、2005年に制定された発達障害者福祉法において主として教育行政からの要請によって法の対

象者として切りだされていったのが「知的障害を持たない発達障害者」であり、知的障害者を対象としない法にその名が冠されたことにあるのではないかと思う。

個人的には学問的な定義にこだわりはない。また、時代ごとの政策の意図や財政制約に基づき政策の「対象者」の恣意的なカテゴライズが行われあるいは放棄されるということは今に始まったことではないし、福祉や障害の分野に限ったことでもないとも思う。しかし、かつての自閉症の「発見」や「動く重症児」という整理も含め、知的障害者福祉という領域においては、それがあまりにも時の政策や福祉の現場のある意味「ご都合主義」で行われてきたことは否めないのではないか。そして、社会福祉学/ソーシャルワークはそのことに対して何を言い何をしてきたのだろうか。

一方で、障害を治療の対象とするリハビリテーションとその専門家支配に対抗する障害学や「当事者主権」を唱える自立生活運動などの障害者運動も基本的には「身体障害者」の立ち位置からのものであることは否めない。このように考えてみれば、知的障害者は——少なくとも結果的には——制度の面からも学の側からも運動の側からも「向き合われてこなかった」存在といえる。

#### 本著の構成と概要

本著は、社会福祉学における知的障害者福祉論の位置関係とそこに横たわる問題を確認する「障害者福祉と知的障害者福祉論の視角」と、知的障害者福祉という領域において「当事者」をどうとらえるかという共通テーマのもとに論じられる「知的障害者福祉をめぐる当事者への視角」の2部から構成されている。

第1部が文献研究に基づく書き下ろしであり、第2部は近年執筆した論文の再構成である。全編を通じ、

「社会福祉学は『知的障害者』に向き合えたか」という問い合わせ基底音のように響くなかで、筆者がこれまで研究分野としてきた知的障害者福祉論を「当事者」という視角によって自ら問い合わせ直しつつ、返す刀で社会福祉学というディシプリンを再検討するという営みが繰り返し丹念に積み上げられている。時系列では先に書かれた第2部の論文を第1部で確認した枠組のもとに読み込み、その上で第1部の問題意識を再度掘り下げて確認するという再帰的な読み込みも有益であるように思う。

第1部は4つの章から構成される。まず、序章「知的障害者福祉論検討にあたって」において本書のねらいが示され、障害学が生まれ「三障害統合」が標榜される現在でも社会福祉において「知的障害」と規定される人々を対象化する視角が確立できていないことが本書の問題意識の中核に据えられる。以降の第1章「社会福祉の視角と障害者福祉研究」、第2章「障害者福祉論と理論形成の軌跡」、第3章「知的障害者福祉形成と知的障害者福祉論」、第4章「障害者福祉論の構造と知的障害者福祉論の所在」においては、障害学や社会学、障害者運動などの近接領域の視角を含む先行研究が丹念に辿られ、社会福祉と障害者福祉、そして障害者福祉論と知的障害者福祉論の位置関係が確認されていく。

そこに一貫しているのは、「社会福祉には、…（中略）…実践が基盤にある。そこにあるのは、その実践から理論を体系化し、同時に、その理論を実践によって検証し、生活する人へ返していくフィードバックの姿勢である」（p.29）、「社会福祉学が構築した知見の体系と方法という枠組を基盤に、障害者という対象を明らかにしようとするのが障害者福祉論である」（p.30）という認識である。そして、俎上に載るのは、それにもかかわらず、「知的障害者」というその人のもの、そしてその個別の「生活」というものをきちんと対象化することなく、「知能が低い」ことを基点にする医学的・心理学的領域から「知的障害」をとらえ、「適応行動」という「生活の問題」だけを焦点化してしまいがちな社会福祉学と知的障害者福祉論の視角である。

第2部では第1部で提起された問題の枠組を踏まえた各論が展開される。第1章「知的障害者福祉と障害定義の課題」、第2章「知的障害者福祉とソーシャルワーク」、第3章「障害者の権利擁護とケアマネジメント—「本人」という呼称との関連から—」は、古くて新しい問題である知的障害の定義問題、社会福祉基礎構造

改革以降急速に注目を集めようになってきた知的障害者に対する相談援助や権利擁護に対して一定程度距離を置く立ち位置から詳細に論じている。続く第4章「知的障害者福祉研究と参加型研究」、第5章「知的障害のある人の『利用者主体』の実現と『サービス評価』」、第6章「戦後障害者福祉調査にみる『生活困難』把握と当事者への視角」は、長年「知的障害」ではなく、「知的障害者」、対処されるべき「生活の問題」ではなくその人固有の「生活」そのものを対象としていた筆者の視角から、参加型研究の在り方や「利用者主体」概念のとらえなおしを通じて、「当事者の視角」を確認する作業が行われている。

### 社会福祉学が「当事者」と向き合うために

363ページに及ぶ大著であるにもかかわらず、本書には問題意識を詳述した序章はあれども「まとめ」にあたる終章がない。「社会福祉学は『知的障害者』に向き合えたか」という自らたてた問い合わせに対しては、著者は「あとがき」で、『向き合うための手がかりを得た』と述べておきたい（p.349）と簡潔に自答するのみである。「手がかり」をどう読み込むかはそれぞれの読み手に対して開かれているということなのだろう。そこで、この問題を中心的に論じている第2部の各章において評者が「手がかり」とした部分を抜書きしておくので、読者の参考としていただければ幸いである。

まず、「向き合ってこなかった」ことの象徴である「定義」（第1章）について。「『障害』は社会が作り出すという社会モデル的な見方をすれば、これまで『知的障害』という定義の不在を社会が存続させてきたのは、ある意味当然ともいえる」（p.225）という指摘は知的障害の定義を「周回遡れ」転じて「トップランナー」とする可能性を示唆する視角かもしれない。一方で、「当事者にとっての『特有のニーズ』とは、ラベリングされたことによる、すなわち、社会によってつくられた部分にこそ生まれてくるものである。知的障害者福祉サービスにおいては、それが実践的に明確にされていかなくてはならない」（p.227）、とも言う。「知的障害のある人の生活支援という行為に必要な『障害定義』には、社会モデルの指摘するところを視野に入れながら、生活の支援過程における、支援関係性を展開する方向をさらに検討していく必要がある」（p.227）というように、具体的な生活支援との関係のなかで「知的障害の定義」を考えることが重要である。

続いて、筆者が専門とする「ソーシャルワーク」（第2章）にかんして。求められるソーシャルワークの機能について、「知的障害者福祉分野では『リハビリテーション』サービスよりも『治療教育』に基盤があるゆえに、あるいは『保護』という実践実態が先行したゆえに、身体障害者分野ほど議論はないともいえる。」（p.238）しかし、それが「知的障害者福祉サービスが『更生』と『保護』を柱として成り立ってきたこと、それが、ソーシャルワークという機能を『更生』あるいは『保護』へ向けて一定のプログラムを提供する『施設』への『橋渡し』に限定してしまったともいえる。」（p.243）今後については、「障害者自立支援法の下で組織化が進められている地域自立支援協議会によるサービス調整や市町村の相談支援事業にある総合相談が、サービス提供者側の効率重視に陥らないためにも」（p.247）、「『利用者中心のソーシャルワークとは何か』の十分な検討が必要であるといえよう。」（p.247）

さらに、社会福祉基礎構造改革において喧伝された「ケアマネジメント」（第3章）に対して。自立支援法において、「これまでのケアマネジメント手法よりも、市町村の相談支援事業をサービス提供側と利用者の接点として位置づけるとなったことは、支援費制度下以上に、サービス利用内容とその効果を大きく左右する要素として、利用者のマネジメント力が要求されているということである。その意味で、サービスの質を担保するにあたっては、『本人の意向』、『本人のニーズ』に関する議論を十分に行う必要があるといえる。」（p.255）しかし、「ケアマネジメント過程に知的障害のある人、つまり、『本人』を位置づけることによって、ソーシャルワークの『クライエント中心』原則を、知的障害のある人に対して適用できるのであるか」（p.259）という問題は残されている。ケアマネジメントのオルタナティブとして「人を中心とした計画（Person Centered Planning）」を用いるとしても、『人を中心としたアプローチ（Person Centered Approach）』がめざす調和（congruence）と、あるがままを捉えること、そして共感を実践として統合していくことが求められている。だが、…（中略）…ソーシャルワーク機能に内包されているコントロールとしての権力と、当事者がサービスをコントロールすることがどのように実施されているかは実践レベルの課題として残される。『人を中心とした計画』は、当事者自身が『中心』となることへの向き合い方という課題も導

くのである。」（pp.265-266）

そして、「研究」（第4章）・「評価」（第5章）においては以下のようない記述も。「量的研究か、質的研究かの議論以前に、知的障害のある人自身が社会福祉施策への発言者として位置づけられてこなかったという歴史を見逃すことはできない。言い換えれば、根底には、常に『家族による介護』という文脈と切り離せない現実把握がある。結果として、知的障害のある人ではなく、『介護』施策を分析対象とし、そしてその施策展開へ向き合う研究姿勢がみえてくる。」（p.273）一方で、「利用者（顧客）満足度調査に代表される『利用者によるサービス評価』は、果たして、利用者による正当な評価と位置づけられるのであろうか。」（p.293）「今日の社会福祉法における『利用者主体』という理念の背景には、福祉サービス供給への『市場原理』の導入があることを忘れてはならないだろう。」（p.299）

最後に、当事者の「生活」（第6章）にかかわる際に筆者が前提とする「社会福祉」の在り方について。それはまず「社会の方策としての『自立支援』」であり、「『自立支援』という機能を導く要素として、①『生活過程で直面する生活困難』と、この生活困難に、②『主体的に回復・維持・向上に向き合う人』に着目する」ことである。そして、「③その困難を社会の方策として認識し（対象規定）、その人へ側面的な支援を提供するもの」であり、「その提供にあたり、④具体的な手続きと、⑤支援活動を併せ持つ社会の方策という社会システムを準備すること」（p.320）でもある。

#### 筆者はどのように「知的障害者」と向き合ってきたか

読み始めたときは「視角」という言葉が多用されることになんとなく抵抗があった。視角=「眼差す立ち位置」が連想されてしまったからかもしれない。しかし、読み進むうちにそれは変化していく。そして、改めて「はじめに」を読み直し、「本書に取り組む背景には、筆者のこれまでの研究と教育、そして極めて浅薄であるが実践を通して常に出会ってきた『生活を支援すること』に対する困難さと戸惑いという体験的課題がある」（p.1）と記されていたことにも気づく。研究であれ、実践であれ、それが拡がり繋がり合っていくために必要なのは、搖るぎなく「困難さと戸惑い」にとどまり続ける「視角」なのではないか。そのようなことも感じさせる緻密かつ骨太の本である。

（おかべ・こうすけ 早稲田大学准教授）